

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 7 月 20 日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

生活実態があるにもかかわらず、十分な理由なく、生活実態がないなどと事実誤認がなされ、本件申請が却下された。

請求人は、令和 4 年 3 月から 5 月までの家賃の支払を 3 か月間滞納し、同月 23 日に、同月末までに全額支払わねば退去命令という指令がなされ、同月 26 日に全額を支払った。

それにも関わらず、処分庁は、退去命令が解決されておらず居住実態がないと判断し、本件申請を却下した。

なお、本件賃貸住宅は民事訴訟により本件賃貸人から建物明渡請求がなされているが（本件明渡訴訟）、当該訴訟は、請求人が請求の原因事実を否認して係属中である。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 3月12日	諮問
令和6年 7月17日	審議（第90回第3部会）
令和6年 8月16日	審議（第91回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

#### (2) 保護の停止・廃止

法26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

#### (3) 指導・指示

法27条1項は、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第11・2・(1)は、保護受給中の者については、随時、保護申請時における助言指導(同・1)と同様の助言、指導を行うとしている。

#### (4) 指導・指示に従わない場合の取扱基準

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第11・問1及び同答は、被保護者が書面による法27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準を示している。被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行うに先立ち、再度、法27条により書面による指導指示を行うこととしている。この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によるとしている。

ア 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと。

イ アによることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。

ウ イの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。

(ア) 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

(イ) 法78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(ウ) 保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

#### (5) 指導指示違反に伴う保護の停止・廃止、弁明の機会

法62条1項は、被保護者は、保護の実施機関が、法27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに

従わなければならないとしている。

同条 3 項は、保護の実施機関は、被保護者が同条 1 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとしている。

同条 4 項は、保護の実施機関は、同条 3 項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならないとし、この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならないとする。

#### (6) 指導指示違反による保護廃止となった者の再度保護申請の取扱い

「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「運営手引」という。) II・2 は、なお書として、指導指示に従わないことを理由として保護を廃止された者が、廃止後まもなく再度保護申請を行った場合においては、保護廃止に至った理由が解消されているかどうかを勘案したうえで保護の適用について判断し、保護廃止に至った理由が解消されていない場合は、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下して差し支えないとしている。

#### (7) 局長通知、課長通知及び運営手引の位置付け

局長通知及び課長通知は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく法の処理基準である。また、運営手引は、生活保護行政の適正な運営という観点から関連事項を整理したものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も合理的なものであると認められる。

## 2 本件処分についての検討

### (1) 事実の整理・認定

これを本件についてみると、次の各事実が認められる。

ア 本件賃貸人が請求人に対して本件賃貸住宅の解除を通告したこと、請求人と本件賃貸人との交渉が不調であったこと、その結果、本件賃貸借契約が解除されたことから、処分庁は、請求人に対して、今後の居住地を定め、事務所に来所の上報告することを指示した(本件指示 1)。請求人が本件指示 1 を履行しなかったことから、処分庁は、請求人に対して弁明の機会を付与したが、請求人は、弁明に現れなかった。そこで、ケース診断会議での検討を経た上で、処分庁

は、請求人の保護を停止した。

イ 本件指示1が履行されなかったことから、処分庁は、請求人に対して、安定した居住事実を証する書類の提出又は居住地確保の見込みについての報告を指示した（本件指示2）。請求人は、家賃の滞納分は知人に払ってもらったので問題は解消されているとの認識を示し、本件縮減申立書及び本件訴状を提出したが、担当職員は、本件賃貸人職員に確認したところ、本件賃貸借契約が解約状態であることは変わらないとの回答を得た。そのため、処分庁は、本件指示2は解決しておらず、履行されていないものと判断し、請求人に対して弁明の機会を付与したが、請求人は、弁明に現れなかった。そこで、ケース診断会議での検討を経た上で、令和4年7月5日、処分庁は、廃止日を同月2日として請求人の保護を廃止した（本件廃止処分）。

ウ 令和4年7月15日、請求人は、再度保護を受けるべく、処分庁に対して、保護申請を行った（本件申請）。しかし、申請時の請求人の発言及び本件申請書類からは、請求人が無料低額宿泊所に居所を定める意向を示す、本件賃貸人が訴えを取り下げたことを示すなどといった本件廃止処分に至った理由が解消されたことを示すものはなかったことから、処分庁は、依然として本件指示2は履行されていないと判断し、本件申請を却下した（本件処分）。

## (2) 審査会の判断

運営手引によれば、指導指示に従わないことを理由として保護を廃止された者が、廃止後まもなく再度保護申請を行った場合、保護廃止に至った理由が解消されていないときは、保護要件を満たさないものとして申請を却下して差し支えないとされている（1・(6)）。本件申請は、請求人が保護の廃止日から13日後に再度保護申請を行ったものであるが（本件申請。上記(1)・イ及びウ）、本件賃貸契約が解約され、本件明渡訴訟により明渡しを請求されている状況が変化していたり、本件賃貸人との信頼関係が回復したという事情は認められず、他に安定した居所を確保する見通しも示されていないことから、本件指示2により指示された問題が解消したということとはできない。

そうすると、本件廃止処分に至った理由が解消されていない場合に当たるといふ処分庁の判断が合理性を欠くものであるということとはできない。本件処分は、上記1の法令等の定めに従って適正に行われた

ものであるから、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件賃貸住宅については建物明渡請求がされているが係争中であり（本件明渡訴訟）、依然として請求人は本件賃貸住宅に居住実態があるにもかかわらず、処分庁が本件申請を却下したことは違法又は不当であると主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、本件賃貸住宅について本件賃貸借契約を解除された請求人が安定して生活することができる居所を定める必要があることから、処分庁は、本件指示2により、請求人に対し、安定した居住事実又はその見込みがあることを求めたが、問題の解消に至ったということができないため、本件指示2に従わないことを理由として本件廃止処分を行い、さらに、本件申請に対し、本件廃止処分に至った理由が解消されておらず、保護の要件を満たさないとして本件処分を行ったのであって、いずれも法令等の定めに従って適正に行われ、違法又は不当な点が認められないことは上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子